

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和三十年五月三十日(月曜日)午前十一時七分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君

理事 西川甚五郎君 山本 米治君 土田國太郎君

委員 青柳 秀夫君 木内 四郎君 白井 勇君 宮澤 喜一君 小林 政夫君 岡 三郎君 天田 勝正君 井村 徳二君 中川 幸平君 木村禎八郎君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵省主計局次長 正示啓次郎君

大蔵省主計局法規課長 村上孝太郎君 大蔵省主税局長 渡辺喜久造君

事務局側

常任委員 木村常次郎君

会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主計局主計官 小熊 孝次君

本日の會議に付した案件 ○理事の補欠選任の件

第五部 大蔵委員会會議録第十号

昭和三十年五月三十日【参議院】

○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣第五〇号)(内閣送付、予備審査)

○昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより大蔵委員会を開きます。

○委員(青木一男君) 御異議ないかと認めます。それでは委員長より本委員会の理事に森下委員を指名いたします。

○委員長(青木一男君) 次に本日本委員会に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)が付託されましたので、本案の内容の緊急性にかんがみまして、この際、本案を議題といたしたいと存

じますが、御異議ございませんか。 【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないこと認めます。まず本案について政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十九年におきまして、政府は、国の財政の健全化等の目的から補助金等につきまして整理する必要を認め、昭和二十九年予算において所要の措置を講ずるとともに、第十九回国会に補助金等の臨時特例等に関する法律案を提出し、御審議の上、これが成立を見たのであります。しこうして、同法は、本年度の暫定予算期間中につきましてもさきに本国会に提出し、御審議の上、成立を見ました。困債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律により一時延長の措置を講じたのであります。

政府といたしましては、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となつた補助金等につきましては、昭和三十年度におきましても昨年度と同様の措置をとることを妥当と考へ、これがため右特例法の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するため本法案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 事務局から補助的説明がございませうか。

○説明員(小熊孝次君) ただいま提案理由の説明のございました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正案につきまして、敷衍して御説明申し上げます。

さきに四、五月につきましては、すでに本委員会におきまして、暫定予算の措置とあわせまして延長していただいたわけでございませうが、政府といたしましてさらにこれを来年の三月三十一日まで延長するのが妥当であるというふうにお考えまして、ここに一部改正法案を提出してございませう。

それで、内容につきましては、すでに四、五月の暫定予算の際におきまして御説明申し上げたところでございませうが、簡単にもう一度繰り返して御説明申し上げますと、まず第一が、公立高等学校の定時制課程の職員の経費の国庫補助の関係でございませう。これは実体法によりまして、予算の定めるところに従い、国庫がその十分の四を補助すると、こういうことになっておりますが、この法律は従来から交付税回して見えておりますので、これを一時停止していただくというのが内容でございませう。それから社会教育法関係、図書館法、博物館法関係につきましては、それは従来運営費的な分を見ておつたわけでありますが、そういう施設費とそれから設備費と、そういう基本的なものに補助していくという建前にいた

しまして、むしろこれは合理的な面を考へておるわけでございませう。それから産業教育振興法の関係でございませうが、これは産業教育の教科書の発行に要する経費の一部補助でございませうが、これも民間団体に対するところの補助というふうな見地から、一応現在の財政状況のもとにおきまして停止をすることをいいたしたいと考へておるわけでございませう。それから新たに入学する児童に対する教科用図書との関係でございませうが、これにつきましては、貧富の差を問わずに、すべて小学校に入学した者に対して一律に教科書を配布すると、こういうふうな考へ方でございませうので、それよりはむしろ盲ろう学校とか、そういうふうな気の毒な人に給与するといふような体制を整へまして、そしてこの法律は一時停止をする、こういうことになっております。

以上が大体文部省関係のものでございませうが、次は厚生省関係といたしましては児童福祉法の母子手帳、これもまた、その制度が設けられました当時の状況、すなわちいろいろな配給とか、そういうふうなもの、一つの要件であつたわけでございませうが、そういうふうな事態が、感覚がだんだん薄らいで参りました。そういうふうな見地から一応停止しようといふわけであります。それから性病予防法につきましても、これはまあ従来二分の一であつたところの政府補助につきまして、こ

とにつきましても程度がありますし、それからまた寄生虫を駆除した馬や牛が非常に多くなり、これは駆除した農家の所得というものも増加するわけでございます。そういうふうな見地から受益者負担という点を考えますと、金額というのを二分の一に引き下げるといふことは大して差しつかえぬのではなからうか。

それから今おっしゃいました地方財源との関係でございますが、その点につきましても、先ほどから申し上げるように、別途地方公共団体の赤字の処理というにつきましてもは地方再建整備法その他の法制的措置を講じてやっていこうということでございます。その間の矛盾の調整ということについては願慮しておると、こういうふうな考えております。

○委員長(青木一男君) 次に昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を行います。

○小林政夫君 二十八年度、二十九年、三十年度臨時措置をやって、また三十年度同様の措置を継続するわけですが、国債整理について、政府としては最近の事態にかんがみて恒久的な処理の方法について何か構想があるやに新聞で報ぜられたと思いますが、そういう何か構想があれば伺いたい。

○政府委員(村上孝太郎君) 国債整理と申しますか、減債制度というものにつきましても、政府が根本的な構想を持っておるかどうかという御質問でございます。この点につきましては、特例

法を四、五の両カ月暫定予算に伴いまして延期していただきますときの提案理由の説明のときに少し申し上げたのでありますが、現在の国の持つておられます国債の残高というものは、一年の歳出規模から比べまして、約その二分の一程度、四五千億という程度のものでございます。これは諸外国、たとえばアメリカとかイギリスというふうな、ああいうふうな先進諸国におきましては、大体歳出規模の五、六倍の国債をかかえている。そういうものに比べてみると、日本の国債残高というものは、戦後のインフレーションということもあつたわけでございますが、きつめて財政的には負担の程度が軽い程度でございます。しかし健全な財政という見地からいいますれば、これを全部なくすることが好ましいわけでございますが、そうした一年の歳出規模の二分の一程度のものではございませうけれども、ただいま申し上げましたような健全な財政という面から全部なくした方がよいということからいいますと、何らかの減債計画を立てなければならぬわけでありまして、われわれといたしましては、現在持つております国債を、まあ年々償還期というものは選んでおきまして、ある年には五百億の償還をしなければならぬし、ある年には百億でいいというように、償還期が非常にまちまちでございますので、これを二、三十年かかって、ある程度平準化した償還をしていくということにいたしますれば、現在の国債についてあまり財政が年々不均衡な負担をしないでやっていけるのじやなからうかというふうな見地から、大体前年度国債残高の三十分の一程度のものを返し

ていくという構想でもやっていったらどうだろうかというふうなことを現在検討いたしております。また最終的にきまつたというわけではございませぬけれども、そういうふうなある程度ばく然たる計画は持つておるといふことは申し上げられると思つております。

○小林政夫君 ばく然たる計画でこの国会に提案するつもりで考えているのかどうか、どうなんですか。

○政府委員(村上孝太郎君) 当初はこの国会に提出する予定でございまして、それは四、五月の暫定予算のときに、この特例を延長していただきますときに、そういうふうなことを申し上げたかとも思いますが、その後本予算の編成方針がきまりまして、各特別会計から国債整理基金への繰り入れが従来通り一万分の百十六の三分の一というふうな現行法によってやることにございまして、それによって予算が組まれておりますので、この国会に提出いたしましたとしても、その施行は来年度から、こういうことになるわけでございます。そこで来年度から施行ということになれば、この十二月の常会に出していいものではないかというふうな御議論も聞きましたので、本国会への提出は見合わせることにいたしました。

○小林政夫君 来年度というか、今度の通常国会で、来年度の予算には間に合うように政府の構想は固まるということですね。

○政府委員(村上孝太郎君) そういう予定でございまして。

○木村義八郎君 また公債の発行の問題が最近自由党から修正が起つておりますが、この国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例は、これは見方

によつては、実際は蓄積資金として蓄積すべきものを少くする、こういうことなんだと思つております。それで今後国債発行の問題も起つておると、大蔵大臣は本会計年度は国債発行については反対である。しかし国債発行そのものについては必ずしも反対ではない。それで市場に消化能力があれば、これは発行してもいい、そういうふうな建前をとつておられるのです。そしてこれを今度の六月分の暫定措置として、これを一応認めさせようというのですが、原則からいへば、財政法で、国債発行については今度の財政法では特にきつて制限を設けておられる点から見て、どうもわれわれから考えると、だんだん国債発行についてルーズな考え方にならうとするような傾向があると思つておられる。これなんかその一つの現われであつて、そういう点について事務当局としては一体どういふふうな考えているのか。公債の問題について財政法では特にきつてこれを制限をしていこう、これはその特例なんですかね。こういう特例というものは、そう簡単によつていいのかわるか。これはすでに二十九年度でやつておられるので、これに三十分の一の暫定予算でもこれを一応引き続いて認めさせようというのでしよう。ところが大蔵大臣は、少くとも三十会計年度では公債発行には反対であるという考えを持つておられる。そういう点で、こういう特例措置についてどういふ考えを持つておられるか、事務当局としては。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいまの木村先生の公債発行とこの特例との関係、私ちよつと意味がつかめないのでございますけれども、御承知かと思

いますけれども、もう一度説明させていただきます。この特例はポイントが二つございまして、一つは一般会計からの国債整理基金への繰り入れ償還でございます。償還、元利支払いにつきましては、二つ現在規定があるわけでございます。一つは、財政法の六条の前々年度の剰余金の二分の一、もう一つは、国債整理基金特別会計法の二条にございまして、百万の百十六、それに昭和七年の特例が入つておられて、そのまた三分の一になつておられて、他方剰余金の関係は、昭和二十八年年度の剰余金が四百八億程度になつておりましたので、財政法六条の関係から申しますと、大体二百億内程度のもので償還財源として繰り入れすることになります。もう一方の百万の百十六の三分の一と申しますのは、大体十七億になるわけでございます。現在国債整理基金の残高は四千四、五百億くらいでございますと、二百億円くらいずつ返しても二十年で返せるわけでございます。そうしますと、この特例法によりまして償還をさらにこの剰余金に加えて行かうかどうかということになりますと、少くとも現在の国債償還の計画からいいますとあまり問題にならない、まあネグリジブルだということになりますので、この特例法の関係ははずしても差しつかえない、こういうふうな考えておられるわけでございます。

もう一つの点は、電電と国有鉄道、これが特別会計でございまして、これが特別会計として負担しておりますが、これは公債になりまして同時に、公社でございまして、国債を負担することはできないということで、それを

ておるといことから、一方それだけ入れておきますので、そういう意味のない規定は一時よしていただきたいということでありませう。

○木村禮八郎君 財政法でこういうふうなきめるときに、万分の百十六の三分の一ですか、そういうものはそのまま残しておいたのですか。

○政府委員(村上孝太郎君) それは財政法の六条の規定は、今それを記憶しておりませんが、ほかの法律によつて繰り入れるものほか、剰余金の二分の一という規定の仕方になっておりますので、そこで非常に不合理がございますので、国債整理基金特別会計法の根本的改正をいたしますときに、その間の調整をいたしたいと、こう思っております。

○木村禮八郎君 実際は剰余金で繰り入れる方が大きいのですね。どのくらいの率になっておりますか、金額で、たとえば剰余金で、まああれは本年度は二百億以上でしたね。それから万分の百十六の方はどのくらいになりますか。

○政府委員(村上孝太郎君) 剰余金の方は、昭和二十八年年度の決算剰余金は四百八億でございますから、二百四億、万分の百十六の三分の一というのは十七億であります。

○木村禮八郎君 そうすると、実際の国債の元利償還のための規定というのが何か主従関係が逆で、本法の規定によるものの方が大きくて、こっちの規定の方が小さいという妙な形になるのですが、そういうわけですね。

○政府委員(村上孝太郎君) そうです。

○木村禮八郎君 そうですか。その関係はよくわかりました。それでもうけっこうです。

○委員長(青木一男君) ほかに御発言ないようでありませうが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○木村禮八郎君 この法案には賛成です。別に異議はありませんが、ただつき、直接関係ないのであればとも、公債というので、関係というのは非常に間接的關係のようですけれども、公債の問題については、本年度よりむしろ今後三十一年度あたりから相当これは本格的に問題になってくると思ひます。で特に自由党は、もう少しともこの補正については公債を出そうとしていられるでしょうし、三十一年度では本格的に公債の問題を出してくると思ひます。そういう意味で今後公債の問題については十分財政法の精神を曲げないように注意されることを希望いたします。

○委員長(青木一男君) 他に御発言もないようでありませうが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第百四条により、本委員会における質疑、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、あらかじめ御承認を願うこととし、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等については慣例により委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条による委員会の報告書には、多数意見者の署名を附することになっておりますから本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
西川甚五郎 山本 米治
土田國太郎 青柳 秀夫
木内 四郎 白井 勇
宮澤 喜一 小林 政夫
岡 三郎 天田 勝正
井村 徳二 中川 幸平
木村禮八郎

○委員長(青木一男君) 次に、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案を議題として質疑を行います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 別に御発言も

ないようでありませうが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないものと認めて、それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでありませうが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第百四条により、本委員会における質疑、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、あらかじめ御承認を願うこととし、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等については慣例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

を願います。

多数意見者署名
西川甚五郎 山本 米治
土田國太郎 青柳 秀夫
木内 四郎 白井 勇
宮澤 喜一 小林 政夫
岡 三郎 天田 勝正
井村 徳二 中川 幸平
木村禮八郎

○委員長(青木一男君) それでは再び補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)を議題とし先ほど中絶いたしました岡委員の質疑を継続いたします。

○岡三郎君 質疑もあるのですが、先ほどの質問の中で、現在衆議院の方で修正案を作っているという点で、修正案が明日なら明日出てくるということになると思ひますが、これに対して一応まあ質疑をするということにもなると思ひますので、修正案が出てきてから質疑をしようと思ひますが、どうでしょう。

○委員長(青木一男君) それもけっこうでありませう。もちろんその際は十分いたします。なお予備審査としてこの際御質疑があれば願ひたいのでございます。

○岡三郎君 そのときでいいのですが、大綱がはっきりしてから質疑をした方が明瞭になると思ひます。

○小林政夫君 今、岡委員から質問がありました。今、それと関連して資料がほしいのですが、それはこういう二十八年年度の特例を開いたことによつて補助金の減額、または打ち切り等をやったわけですが、その結果として、実際の事柄はどうなっているかということ

ですね。事柄という、補助金を、今の岡委員からの質問で言えば、家畜の伝染病予防というものはどういふふうに行われてきたか、県の補助金が減っただけのものを出したのか、あるいはそれだけ予防措置が縮小したのか、または受益者が負担したのか、こういうことが二十八年度と二十九年度と比べてどういふふうに行われているかというのを全体にわたってわかりますか。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいまの御質問は、一体補助金の減率あるいは停止ということの結果、実態の行政はどういふふうになったか、こういう御質問だろうと存じます。これは私の方で調べられるものはある程度調べたわけですが、あとで具体的に数字を申し上げますが、あつては数字を申し上げてもよろしいのでございますが、ある程度遺憾なく行政の実態は伸びておるようでございます。

ただこれが一体地方公共団体に対するいかなる犠牲のもとに行われたかという御質問があとに続くのだらうと思つていますが、この点は私の方も実際にこれが補助金の減率、または停止にもかかわらず、行政の実態がこう伸びたという事は、地方公共団体が財政に非常に無理をしたのじやなからうかというふうな懸念もあるかと思つております。去年この関係の臨時特例の結果、どういふふうな計数的に、国の財政から地方公共団体に影響を及ぼすかというときの数字と、あまり変つてないのじやないかとわれわれ考へておるのでございますけれども、その当時の数字といたしましては、大体国の補助金としまして、約二十四、五億の減少、そ

れが地方公共団体としては、約二億程度の変化があつたというふうな記憶しておりますが、行政の実態につきましては、今申し上げました御質問の家畜伝染病の関係が一体どういふふうになつておるかという事は、まだ正確に農林省関係に問ひ合せても数字が出ておらないのでございますけれども、その他、たとえば公民館のごときはこの補助金特例が施行になつたあと、たとへば二十八年度の三万四千カ所というものが三万六千カ所というふうな伸びておるようでございます。それからたとえば博物館のごときもこの臨時特例の結果、二十八年度の約九百万人の利用者に対して、二十九年度におきましては、補助金の停止にもかかわらず、約その三割増しぐらい、千二百万人ばかりの利用者があり、個所数も約三割ぐらいの増加を見せております。こういうふうな数字が出ておると思つて

ものを資料で出してもらいたい。あなたが今一例として触れられたような問題よりも、私の関心は別の問題にある。

○政府委員(村上孝太郎君) 資料として提出いたしますことはいたしません。ただ……

○小林政夫君 それが出なければこれを採決しないといふことでないから、できるだけ急いで……

○政府委員(村上孝太郎君) 事務的には努力いたしましたけれども、臨時特例法の内容となつております十七本の補助規定の中で、具体的な資料が得られませんでしたの余りたくさんないし、小林先生の御疑問のところはないかもしませんが、その点はあしからず。

○委員(青木一男君) 他に御質疑がなければ、明日にあつては譲りたいと思つておる。

それではこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後零時三分散会

○小林政夫君 私は地方財政の負担がどうなつたかという、これは岡委員の質問にもあつたのですが、こういうことも一つの問題だと思つておるが、行政の実態がどういふふうな伸びているかということを純粋に知りた。それで事柄によつては、もし伸びておらなければ、進める必要のある分については復活しなければならんし、そういう意味で実態ですね、これが知りたいわけですね。その結果によつてまた質問があるかもしれないが、一応ありのままの実態はどうしても一年後で、今直ちに数字的な資料がないといふことであればやむを得ないともあるでしょうが、あなたの方で調べのつく限りの

つて産業投資特別会計からの投資の財源に充てるための同会計への繰入に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

○政府委員(村上孝太郎君) 資料として提出いたしますことはいたしません。ただ……

○小林政夫君 それが出なければこれを採決しないといふことでないから、できるだけ急いで……

○政府委員(村上孝太郎君) 事務的には努力いたしましたけれども、臨時特例法の内容となつております十七本の補助規定の中で、具体的な資料が得られませんでしたの余りたくさんないし、小林先生の御疑問のところはないかもしませんが、その点はあしからず。

○委員(青木一男君) 他に御質疑がなければ、明日にあつては譲りたいと思つておる。

それではこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後零時三分散会

○小林政夫君 私は地方財政の負担がどうなつたかという、これは岡委員の質問にもあつたのですが、こういうことも一つの問題だと思つておるが、行政の実態がどういふふうな伸びているかということを純粋に知りた。それで事柄によつては、もし伸びておらなければ、進める必要のある分については復活しなければならんし、そういう意味で実態ですね、これが知りたいわけですね。その結果によつてまた質問があるかもしれないが、一応ありのままの実態はどうしても一年後で、今直ちに数字的な資料がないといふことであればやむを得ないともあるでしょうが、あなたの方で調べのつく限りの

会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならぬ。

○政府委員(村上孝太郎君) 資料として提出いたしますことはいたしません。ただ……

○小林政夫君 それが出なければこれを採決しないといふことでないから、できるだけ急いで……

○政府委員(村上孝太郎君) 事務的には努力いたしましたけれども、臨時特例法の内容となつております十七本の補助規定の中で、具体的な資料が得られませんでしたの余りたくさんないし、小林先生の御疑問のところはないかもしませんが、その点はあしからず。

○委員(青木一男君) 他に御質疑がなければ、明日にあつては譲りたいと思つておる。

それではこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後零時三分散会

○小林政夫君 私は地方財政の負担がどうなつたかという、これは岡委員の質問にもあつたのですが、こういうことも一つの問題だと思つておるが、行政の実態がどういふふうな伸びているかということを純粋に知りた。それで事柄によつては、もし伸びておらなければ、進める必要のある分については復活しなければならんし、そういう意味で実態ですね、これが知りたいわけですね。その結果によつてまた質問があるかもしれないが、一応ありのままの実態はどうしても一年後で、今直ちに数字的な資料がないといふことであればやむを得ないともあるでしょうが、あなたの方で調べのつく限りの

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添付しなければならぬ。

○政府委員(村上孝太郎君) 資料として提出いたしますことはいたしません。ただ……

○小林政夫君 それが出なければこれを採決しないといふことでないから、できるだけ急いで……

○政府委員(村上孝太郎君) 事務的には努力いたしましたけれども、臨時特例法の内容となつております十七本の補助規定の中で、具体的な資料が得られませんでしたの余りたくさんないし、小林先生の御疑問のところはないかもしませんが、その点はあしからず。

○委員(青木一男君) 他に御質疑がなければ、明日にあつては譲りたいと思つておる。

それではこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後零時三分散会

○小林政夫君 私は地方財政の負担がどうなつたかという、これは岡委員の質問にもあつたのですが、こういうことも一つの問題だと思つておるが、行政の実態がどういふふうな伸びているかということを純粋に知りた。それで事柄によつては、もし伸びておらなければ、進める必要のある分については復活しなければならんし、そういう意味で実態ですね、これが知りたいわけですね。その結果によつてまた質問があるかもしれないが、一応ありのままの実態はどうしても一年後で、今直ちに数字的な資料がないといふことであればやむを得ないともあるでしょうが、あなたの方で調べのつく限りの

紹介議員 田畑 金光君

政府は昭和三十年度予算編成に当り、所得税等を三百億圓減税し、その穴埋として酒、砂糖の消費とともに揮発油税率三割の大幅な増徴を実施する模様であるが、揮発油は価格の七十パーセントという他に類例をみない重税を課せられている現在、また増税が漸行されるに至つては、デフレ経済と産業貿易不振の深刻な影響を被つてくるトラツク運送事業の経営は不可能になることは明らかであるから、揮発油税の引上げには絶対反対であるとの請願。

第四二五号 昭和三十年五月十八日受理

揮発油税引上げ反対に關する請願

請願者 神奈川県横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長 新倉義雄

紹介議員 曾祿 益君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四四七号 昭和三十年五月十九日受理

秋田県の酒造業者に対する旧基本石数返還の請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町鶴ノ木五二 菊地鶴松外五名

紹介議員 鈴木 一君 木村 禎八郎君

秋田酒類製造株式会社は、企業整備の国策に沿ひ昭和十八年、秋田税務署管内の二十四酒造業者によつて設立されたものであるが、終戦後は企業整備の理由は全く消滅したので、種々な経過をたどつた後昭和二十三年に至り菊

地鶴松外七名は、すこぶる不利な条件のもとに同会社から独立して今日に及んでゐるが、現在全国酒造米石数は百萬石となりほとんど戦前同様となつてゐるにもかかわらず菊地等八名のものは、いまだに会社設立直前の造酒石数に復活できないばかりかその三分の一の割当石数であるため、はなはだ困難しているから、これらの事情を充分調査されて菊地等八名に対し旧基本石数の割当を復活するよう強力かつ適切な措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第四五一号 昭和三十年五月十九日受理

洋紙の物品税撤廃に關する請願

請願者 東京都中央区銀座東三ノ四日本洋紙会 田辺 武次

紹介議員 片柳 眞吉君

現在洋紙に対しては物品税三パーセントを課せられてゐるが、たとえ三パーセントにせよ生活必需品である紙に課税するのは不合理極まるものでありましてや最近のようにデフレによる物価引き下げ政策下においては事実上洋紙製造業者及び本業関係者はその負担に耐えきれず非常な苦況に陥つてゐるか、すみやかに洋紙の物品税を撤廃せられたいとの請願。

第四五二号 昭和三十年五月十九日受理

中小企業に対する税制改正の請願

請願者 東京都中央区京橋一ノ内 豊田雅孝

紹介議員 小林 政夫君

中小企業の税負担は、戦後特に重く、中でも、低額所得者に対する課税が過重であり、大体大企業のみ適用される租税特別措置法による税負担の軽減は、税の公平をいぢるしく阻害してゐるので、根本的に税制体系の改革を要するものであるが、当面する中小企業の税負担の不均衡を是正するため、(一)中小企業等協同組合の特別法人税率は、一般法人税率より十パーセント軽減すること、(二)組合の発行する出資証券には印紙税を課せぬこと、(三)組合の留保した金額には法人税を課せぬこと、(四)組合の法定準備金の額が出資総額の四分の一以下の場合には、事業税を免除すること、(五)組合の共同勘定に対する固定資産税は免除すること等について早急に改正せられたいとの請願。

第四五三号 昭和三十年五月十九日受理

中小企業金融対策に關する請願

請願者 東京都中央区京橋一ノ内 豊田雅孝

紹介議員 小林 政夫君

暫定予算の実施その他によりさなきだに苦境にあえぐ中小企業者は、さらに困苦の中に追ひこまれる公算が大であるから、(一)国庫余裕金の金融機関指定預金引き揚げについては、指定預金に代るべき資金の措置が講ぜられるまではこれが引き揚げを延期すること、(二)四、五月の二箇月間における暫定予算の期間中は、中小企業金融公庫に對する資金として貸出される資金運用部資金の貸付額は十五億圓を下らないようにすること等の金融対策を講ぜられたいとの請願。

第四八八号 昭和三十年五月二十日受理

税理士法中一部改正に關する請願

請願者 東京都文京区本郷一ノ五 稲葉繁行

紹介議員 木内 四郎君

計理士は公認会計士法第六十三條第三項によつて、従来の業務を継続し得ることが認められており、証券取引法令により公認会計士より若干の制限が付けられているが、右は計理士制度が公認会計士制度に移行する過渡的規定としてやむを得ないところであつて、その他の点については両者の間に職分上本質的な差別がないのに、独り税理士法第三條においては公認会計士は税理士の業務を当然行い得るに對し、計理士についてはその権限が認められていないことは不合理であるから、税理士法第三條中公認会計士の中に計理士を含ませるよう同法を改正せられたいとの請願。

本日子備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案(附第五〇号)

一、補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案(附第九一號)

補助金等の臨時特例等に關する法律(昭和二十九年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。

目次中「第十條」を「第十一條」に、「第十一條」を「第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に改め、「第十四條」を「第十五條」に改め、「第十五條」を削り、「第五章 運輸省關係(第十六條)」を削り、「第五章 運輸省關係(第十七條)」を「第四章 運輸省關係(第二十一條)」に、「第六章 建設省關係(第二十二條)」を「第五章 建設省關係(第十八條・第十九條)」に改める。

第四章を削り、第三章中第十一條から第十四條までを一條ずつ繰り下げ、第二章中第七條から第十條まで

補助金等の臨時特例等に關する法律(昭和二十九年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。附則第十項中「昭和三十年五月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、「昭和二十九年」の下に「及び昭和三十年」を加ふる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第百九號)の一部を次のように改正する。

第三十六條中「昭和三十年四月一日から同年五月三十一日までの間」を「昭和三十年」に改める。

補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案(附第九一號)

補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案(附第九一號)

補助金等の臨時特例等に關する法律(昭和二十九年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。

目次中「第十條」を「第十一條」に、「第十一條」を「第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に改め、「第十四條」を「第十五條」に改め、「第十五條」を削り、「第五章 運輸省關係(第十六條)」を削り、「第五章 運輸省關係(第十七條)」を「第四章 運輸省關係(第二十一條)」に、「第六章 建設省關係(第二十二條)」を「第五章 建設省關係(第十八條・第十九條)」に改める。

第四章を削り、第三章中第十一條から第十四條までを一條ずつ繰り下げ、第二章中第七條から第十條まで

補助金等の臨時特例等に關する法律(昭和二十九年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。附則第十項中「昭和三十年五月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、「昭和二十九年」の下に「及び昭和三十年」を加ふる。

を一条ずつ繰り下げ、同章に第七条として次の一条を加える。

(国立公園法に基く補助の特例)

第七条 国立公園法(昭和六年法律

第三十六号)第五条第三項(国庫補

助)の規定は、適用しない。ただ

し、災害復旧のため国が国立公園

について必要な補助を行うことを

妨げるものではない。

第五章中、第十七条及び第十八条

を削り、第十九条を第十六条とし、

第二十条を第十七条とし、同章を第

四章とし、第六章中、第二十一条を

第十八条とし、同条の次に次の一条

を加え、同章を第五章とする。

(耐火建築促進法に基く補助の特

例)

第十九条 耐火建築促進法(昭和二

十七年法律第六十号)第六条並

びに第七条第一項及び第三項(国

の補助)の規定は、適用しない。た

だし、同条第二項(非常災害の場

合の国の補助)の規定が適用され

るべき場合は、この限りでない。

附則第十項中「第十七条の規定を

除くの外、」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の補助金等の臨時特例等に関する法律第七条及び第十九条の規定は、この法律の施行前に補助すべきこととなつた場合における補助金については、適用しない。

昭和三十年六月二日印刷

昭和三十年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局